

令和 3 年 2 月 議 会

総務財政委員会報告資料

○報告第 10 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

財 政 局

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償額を決定することについて、令和3年1月27日に次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

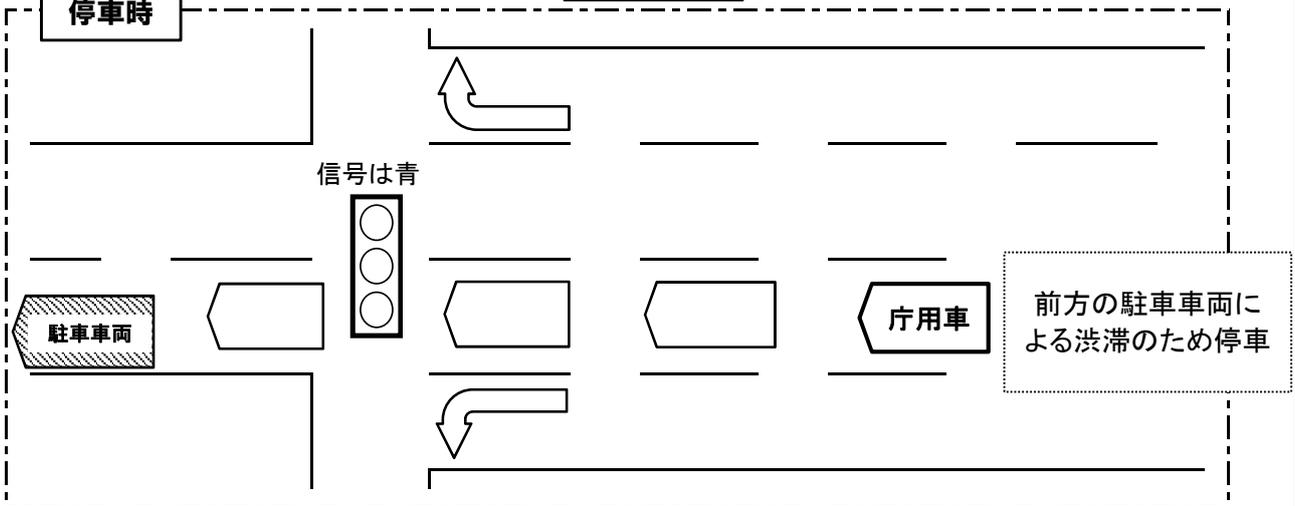
事故発生日時		平成31年4月22日(月) 午後1時35分頃 天候:晴れ	
事故発生場所		福岡市早良区西新四丁目9番28号付近の道路上	
相手方	運転者	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。
		氏名	
	車両所有者	住所	
		氏名	
事故の概要		平成31年4月22日午後1時35分頃、財政局税務部資産課税課所属の職員が、業務のため同局財産有効活用部自動車管理事務所所管の軽自動車を運転して市内西区下山門二丁目地内の目的地へ向かう途中、市内早良区西新四丁目9番28号付近の道路上において、右側の車線に進路を変更しようとした際、当該車線を進行中の相手方[]所有、[]運転の軽自動車と接触し、当該運転者及び車両を損傷させ、損害を与えたもの。	
損害の程度	相手方	人的損傷	頸椎捻挫・胸椎捻挫 損害額 1,614,228円・・・(A) (うち自賠責保険からの支払額 1,200,000円・・・(B))
		物的損傷	車両左側の①フロントバンパー、 ②フロントフェンダー、③フロントホイール・タイヤ 損害額 441,116円 (令和元年8月21日専決処分済み)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	車両右側の①フロントバンパー、 ②フロントフェンダー、③フロントドア、 ④フロントホイール・タイヤ 損害額 273,650円 (令和元年8月21日専決処分済み)
過失割合	相手方 2割	本市 8割	・・・(C)
損害賠償額 (A) × (C) - (B)	(人的損傷) 91,382円		

事故現場見取図



詳細図

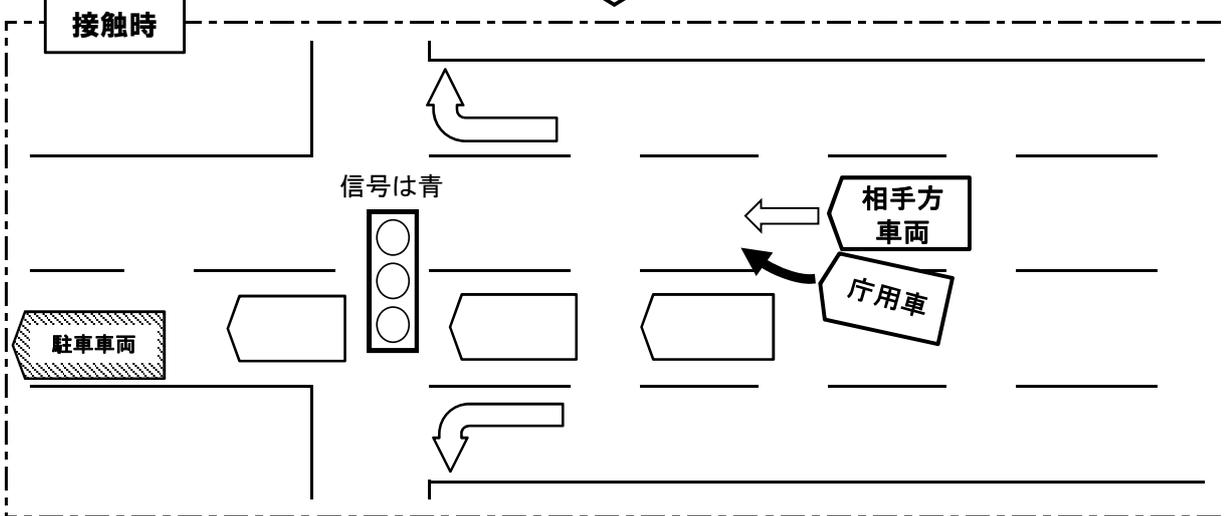
停車時



至藤崎

至唐人町

接触時



相手方損傷箇所

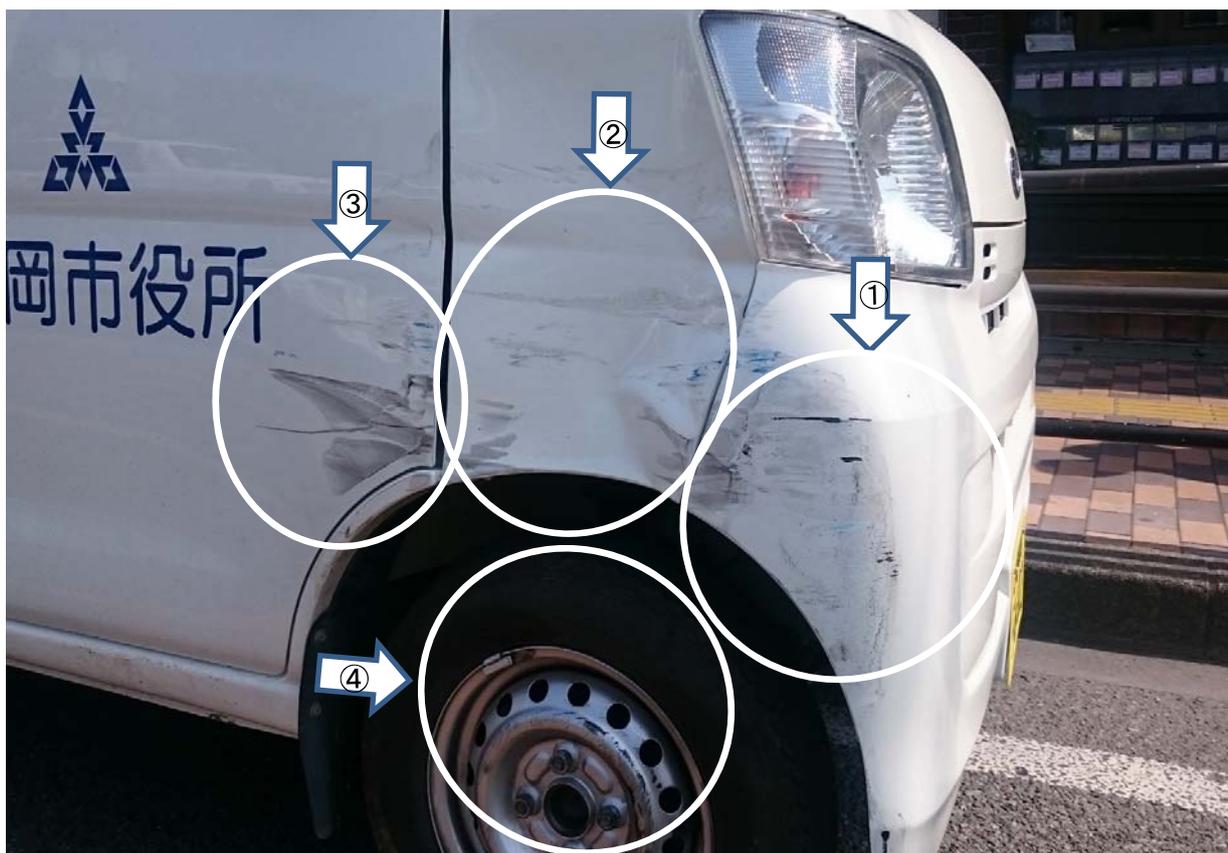


①左フロントバンパーの損傷 ②左フロントフェンダーの損傷



③左フロントホイール・タイヤの損傷

市側損傷箇所



- ①右フロントバンパーの損傷 ②右フロントフェンダーの損傷 ③右フロントドアの損傷
④右フロントホイール・タイヤの損傷